

2 平成22年度に講じた施策

本県では、「みやぎ海とさかなの県民条例」（平成15年3月20日公布）に基づく「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成16年6月策定，平成21年3月見直し）に基づき，水産業の振興に資する各種施策を実施してきました。

平成22年度においては，特に，魚市場の水揚げ強化と水産加工業の振興に力を入れ，漁船誘致の取組，魚市場の水揚げ機能の強化のための機器整備など，漁獲から水揚げ，加工，流通，販売にいたるまでの一体的な取組を支援しました。

また，本県の主要な養殖対象種であるノリ，カキ，ワカメ等について，持続的な生産と振興を図るため「養殖振興プラン」に基づき，モデル地区における生産から販売まで一貫した取組による養殖振興策の実施に努めるとともに，平成22年2月28日のチリ中部沿岸地震に伴う津波被害で甚大な被害を受けた養殖施設の復旧について支援を行うなど，「水産業の振興に関する基本的な計画」の着実な実施に努めてまいりました。

しかし，平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって本県水産業は壊滅的な被害を受け，残念ながらこれらの取組は見直しを余儀なくされることになりました。

今後は，本県水産業の復興と発展に向けて，新しい水産業の創造と水産都市の再構築を推進してまいります。

平成22年度に実施した主な取組については下記のとおりです。

施策の展開 | 量から質へ，持続的な資源利用と環境との調和

～「水産物の持続的かつ安定的な利用」（条例第8条第1項第2号関係）～

1 水産資源の回復・保全と資源管理体制の強化

◆仙台湾貝類資源の回復～アカガイの資源回復のための取組～◆

アカガイ資源の回復を目的として，仙台湾での資源調査や漁場環境調査，稚貝の中間育成・放流，混獲されたヒトデ類を有効活用するための堆肥化試験等の取組を漁業者と連携しながら実施しました。

【主な事業】

課名	事業費(千円) [決算額]	事業名
水産業振興課	106,161 [102,219]	新宮城丸運航事業 試験研究費 資源評価調査 日本周辺高度回遊性魚類資源対策調査事業

		資源管理に必要な情報の提供事業 大型クラゲ調査
水産業基盤整備課	25,467 [22,503]	ブランド水産物資源増大事業 資源管理型漁業総合推進事業 新総合水産行政情報システム運営事業 新海洋秩序対策事業 鯨類餌生物調査事業

2 水産動植物の増養殖の推進と防疫対策の強化

◆資源管理計画の推進◆

本県沿岸漁業の重要魚種であるホシガレイ、アカガイなどの資源増大に向けて、種苗生産及び中間育成技術の開発に取り組むとともに、宮城県漁業協同組合と連携し種苗の放流を行いました。

◆さけふ化場の整備について◆

江合川漁業協同組合のさけふ化場施設の老朽化等に伴い、平成 22 年度宮城県強い水産業づくり交付金事業等を活用し、新たなさけふ化場の整備に取り組みました。

【主な事業】

課 名	事業費(千円) [決算額]	事 業 名
水産業振興課	7,663 [6,849]	試験研究費 有用海産二枚貝類の種苗生産と養殖技術に関する研究 海藻類の特産化推進に関する研究 先端技術を活用した農林水産高度化事業 (放流種苗が遺伝的多様性に与えるリスク管理の評価と低減技術の開発) ノリの適正養殖条件に関する研究 選抜育種によるエゾアワビ優良系統の作出 養殖ギンザケ健苗生産技術開発事業 サケ科魚類遺伝資源保存事業 養殖衛生管理技術開発研究事業 (マボヤ新疾病の疫学的調査) アイザイム分析によるホシガレイの遺伝的特性の研究
水産業基盤整備課	206,816 [119,360]	養殖衛生管理体制整備事業 秋さけ来遊資源安定化推進事業 栽培漁業種苗生産事業

	ブランド水産物資源増大事業（再掲） 養殖業構造調整推進対策事業 漁業経営構造改善事業
--	--

3 水産動植物の生育環境の保全と改善

◆漁業者主体による磯根資源増殖への取組◆

天然磯根資源の増殖及び品質向上を図ることを目的として、磯掃除等によるヒジキ・フノリの増養殖試験や、養殖コンブによる海中造林・ウニの身入向上試験など、漁業者が主体となった取組への支援を実施しました。

【主な事業】

課 名	事業費(千円) [決算額]	事 業 名
水産業振興課	4,602 [3,449]	内水面漁場管理委員会費 試験研究費 沿岸浅海漁場環境特性究明調査 湖沼の生物多様性の復元並びに地域水産資源の回復に向けた外来魚防除・魚類相復元技術開発 有用海産二枚貝類の種苗生産と養殖技術に関する研究 (再掲)
水産業基盤整備課	149,426 [106,437]	漁場環境保全推進事業 仙台湾の漁場生産力回復事業 温排水影響調査事業 広域漁場整備事業 養殖衛生管理体制整備事業(再掲)

4 秩序ある海面の利用

◆密漁の撲滅に向けた取組◆

密漁撲滅に向けて、県漁業調整規則の中で「無許可操業により採捕したあわび等の所持又は販売の禁止」の項が追加され、11月1日付けで施行されました。